

福岡県公報

平成二十一年十一月四日
第三千三十五号
増刊 ①

目次

規則(第五十号)

福岡県条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定に関する告示の一部
改正

(市町村支援課)

規則

福岡県条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十一月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十号

福岡県条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正す

る。

目次中

「第六節 削除」を 「第六節 自動車取得税(第六十条 第六十二条) に、

「第一節 自動車取得税(第七十八条の六 第七十八条の八) 第六節の二 軽油引取税(第六十三条 第七十条の七)」

第二節 軽油引取税(第七十九条 第九十条の二) を「第一節及び第二節

削除」に改める。

第二条の三第一号中「第七百条の八」を「第四百四十四条の十一」に改め、同条第二号

イ中「第七百条の十一」を「第四百四十四条の十四」に、「第七百条の十四」を「第四百

四十四条の十八」に改め、同号口中「第七百条の二十二の二」を「第四百四十四条の三十二」に改める。

第八条の三第二項中「地方税法第十四条の十六による」を削る。

第十条第一項中「第七百条の二十一」を「第四百四十四条の二十九」に改める。

第十条の二第一項中「第七百条の十四の三」を「第四百四十四条の二十」に改める。

第十一条及び第十二条中「第七百条の二十一」を「第四百四十四条の二十九」に改める

第十三条第五項中「第十七号の二様式若しくは」を削る。

第二十三条の三第一項中「第七百条の二十一」を「第四百四十四条の二十九」に改める

第二十六条中「第八十八条第三項、」の下に「第三百三十条第三項、第四百四十四条の四

十五第三項若しくは」を加え、「第六百九十九条の十九第三項若しくは第七百条の三

十一第三項」を削り、「第八十九条第二項、」の下に「第三百三十一条第二項、第四百四

四条の四十六第二項、」を加え、「第六百九十九条の二十第二項、第七百条の三十二

第二項」を削る。

第三十条第一項第四号中「第八十七条の十」を「第四十四条」に、「第八十七条の十

一」を「第四十五条」に、「第七百条の二十一の二」を「第四百四十四条の三十」に、「

第七百条の二十二」を「第四百四十四条の三十一」に改める。

第三十一条第五号の次に次の一号を加える。

五十五の二 公売公告兼見積価格公告 第六十一号の二十一の二様式

第三十三条を次のように改める。

(条例第二十号の五の三第三号ホの規則で定める寄附金)

第三十三条 条例第二十号の五の三第三号ホに規定する規則で定める寄附金は、次に掲

げるもののうち、知事が指定をしたものとする。

一 所得税法第七十八条第二項第二号に掲げる寄附金のうち、県内に事務所を有する

法人又は団体(県内に主たる事務所を有するものを除く。)に対するもの

二 所得税法第七十八条第二項第三号に掲げる寄附金のうち、県内に事務所を有する

法人(県内に主たる事務所を有するものを除く。)に対するもの

三 租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされる支出

金のうち、県内に事務所を有する認定特定非営利活動法人（県内に主たる事務所を有するものを除く。）に対するもの

第三十三条の次に次の三条を加える。

（控除対象寄附金指定の申請等）

第三十三条の二 前条の指定は、指定を受けようとする寄附金（以下「申請寄附金」という。）を受領し、又は受領しようとする者の申請により行う。

2 前項の申請を行う場合は、次に掲げる書類を添付して、第六十三号様式による控除対象寄附金指定申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請寄附金が、所得税法第七十八条第二号及び第三号に掲げる寄附金（租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）であることを証する書類

二 法人の登記事項証明書の写し

三 福岡県内に事務所を有することを証する書類

四 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第一項の申請があつた場合において、控除対象寄附金の指定をしたとき、

又は控除対象寄附金の指定をしないときは、その旨を第六十三号の二様式による控除対象寄附金（指定・不指定）通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 控除対象寄附金の指定を受けた者は、第一項の申請に係る事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その事実を証する書類を添付して、第六十三号の三様式による控除対象寄附金指定申請事項異動届出書を知事に提出しなければならない。

（控除対象寄附金指定の取消し）

第三十三条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、控除対象寄附金の指定を取り消すものとする。

一 指定を受けた寄附金が、第三十三条各号に掲げる要件に該当しなくなつたことが判明したとき。

二 偽りその他不正の行為により控除対象寄附金の指定を受けたことが判明したとき。

2 知事は、前項の規定により控除対象寄附金の指定を取り消したときは、その旨を第六十三号の四様式による控除対象寄附金指定取消通知書により控除対象寄附金の指定

を受けた者に通知するものとする。

（控除対象寄附金の適用）

第三十三条の四 第三十三条の寄附金に係る条例第二十条の五の三の規定は、県民税の所得割の納税義務者が第三十三条の二第一項の申請のあつた日の属する年の一月一日以後に支出する第三十三条の寄附金について適用する。

第三十四条の四中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第五十二項」に、「同条第四十八項」を「同条第五十三項」に改め、同条を第三十四条の五とする。

第三十四条の三を第三十四条の四とし、第三十四条の二を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（仮装経理に係る還付の請求）

第三十四条の二 法第五十三条第四十二項の規定によつて還付の請求をする者は、第六十四号の三様式による申請書によつて所長に申請しなければならない。

2 所長は、前項の規定による請求があつた場合において、請求の理由がないと認めるときは、その請求をした法人に対し、第六十四号の四様式による通知書を発するものとする。

第三十七条中「第二十条の七」を「第二十条の十」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（仮装経理に係る還付の請求）

第三十八条 法第七十二条の二十四の第四項の規定によつて還付の請求をする者は、第六十四号の三様式による申請書によつて所長に申請しなければならない。

2 所長は、前項の規定による請求があつた場合において、請求の理由がないと認めるときは、その請求をした法人に対し、第六十四号の四様式による通知書を発するものとする。

第四十二条の二中「第七項」を「第六項」に改める。

第四十六条の六の見出し中「農地保有合理化促進事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改める。

第四十六条の七の見出し中「土地改良区」を「土地改良区等」に改め、同条中「第二十条の三十五の七第二項」を「第二十条の三十五の七第三項」に改める。

第四十九条中「条例別表第二」を「条例別表」に改める。

第二章第六節を次のように改める。

第六節 自動車取得税

(自動車取得税の申告書等)

第六十条 条例第四十二条第一項の申告書及び条例第四十三条第一項の報告書は、第十二号様式、第百二十三号様式又は第百二十一号の六様式によらなければならない。

2 条例第四十二条第二項の修正申告書は、第百二十一号の七様式によらなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等の手続)

第六十一条 条例第四十四条第三項の申告書は、第百二十一号の八様式によらなければならない。

2 所長は、前項の申告書による申告に対する処分を決定したとき、又は条例第四十四条第五項の規定によつて徴収猶予を取り消したときは、第百二十一号の九様式による通知書によつて申告者又は徴収猶予を受けている者に通知しなければならない。

3 条例第四十四条第六項の規定によつて自動車取得税の還付を受けようとする者は、第百二十一号の八様式による申請書を所長に提出しなければならない。

4 所長は、条例第四十四条第一項の規定により納税義務を免除したときは、第百二十一号の十様式による通知書によつて納税者に通知しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の手続)

第六十二条 条例第四十五条の規定によつて自動車取得税の還付又は納付義務の免除を受けようとする者は、第百二十一号の十一様式による申請書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、条例第四十五条の規定により納付の義務を免除したときは、第百二十一号の十様式による通知書によつて申請者に通知しなければならない。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 軽油引取税

(仮特約業者の指定の申請に対する通知等)

第六十三条 所長は、条例第四十七条の五第一項の規定による仮特約業者の指定の申請に対する処分を決定したときは、第百二十二号様式による仮特約業者指定申請に係る通知書によつて当該申請者に通知しなければならない。

2 所長は、条例第四十七条の五第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消すときは、第百二十三号様式による仮特約業者指定取消通知書によつて当該仮特約業者に通知しなければならない。

(特約業者の指定の申請に対する通知等)

第六十四条 所長は、条例第四十七条の六第一項の規定による特約業者の指定の申請に対する処分を決定したときは、第百二十四号様式による特約業者指定申請に係る通知書によつて当該申請者に通知しなければならない。

2 所長は、条例第四十七条の六第二項又は法第百四十四条の九第五項本文若しくは同条第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消すときは、第百二十五号様式による特約業者指定取消通知書によつて当該特約業者に通知しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請書等の様式)

第六十五条 条例第四十七条の十第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の申請は、第百二十六号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録申請書によらなければならない。

2 条例第四十七条の十第三項の規定による通知は、第百二十七号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録通知書によるものとする。

3 条例第四十七条の十第四項の規定による登録の変更の申請は、第百二十八号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書によらなければならない。

4 条例第四十七条の十第五項の規定による登録の消除の申請は、第百二十九号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書によらなければならない。

5 条例第四十七条の十第七項の規定による登録の消除の通知は、第百三十号様式による軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書によるものとする。

(軽油引取税の納税地の指定の通知)

第六十六条 所長は、条例第四十七条の十二第二項の規定による納税地の指定があつたときは、第百三十一号様式による軽油引取税納税地指定通知書によつて当該特別徴収義務者、石油製品販売業者又は自動車の保有者に通知しなければならない。

(軽油引取税免税証整理票)

第六十七条 軽油引取税の特別徴収義務者は、条例第四十七条の十三第一項の規定により軽油引取税納入申告書を提出する場合において、これに添付すべき免税証があると

きは、第三百二十二号様式による軽油引取税免税証整理票を併せて提出しなければならない。

(軽油引取税の免税機械等に係る異動(滅失)申請書の様式)

第六十八条 条例付則第九条の二の四第二項又は条例第四十七条の十六第五項の規定により免税軽油使用者証の書換又は返納をするときの申請書は、第三百二十三号様式によらなければならない。

(免税証の差替えの手続)

第六十九条 免税軽油使用者は、既に交付を受けている免税証に代えて同数量の免税証の交付を受けようとするときは、第三百二十三号の様式による免税証差替交付申請書に当該既に交付を受けている免税証を添えて所長に申請しなければならない。

(軽油引取税の徴収猶予の申請書の様式)

第七十条 条例第四十七条の十九の申請書は、第三百三十四号様式によらなければならない。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納税義務の免除の申請に対する通知)

第七十条の二 所長は、条例第四十七条の二十第一項の規定による申請に対する処分を決定したときは、第一百十号様式による還付(免除)通知書によつて当該申請者に通知しなければならない。

(条例第四十七条の二十一第二項の還付申請書等の様式等)

第七十条の三 条例第四十七条の二十一第一項の書面及び同条第二項の還付申請書は、第三百三十五号様式によらなければならない。

2 所長は、前項の申請に対する処分を決定したときは、第一百十号様式による還付(免除)通知書によつて当該申請者に通知しなければならない。

(条例第四十七条の二十二第一項の申請書の様式等)

第七十条の四 条例第四十七条の二十二第一項の申請書は、第三百三十六号様式によらなければならない。

2 所長は、前項の申請に対する処分を決定したときは、第一百十号様式による還付(免除)通知書によつて当該申請者に通知しなければならない。

(条例第四十七条の二十三の承認申請書及び承認書の様式)

第七十条の五 条例第四十七条の二十三の承認申請書及び承認書は、第三百三十七号様式

によるものとする。

(製造等の不承認の手続等)

第七十条の六 所長は、条例第四十七条の二十四第一項の規定による製造、譲渡又は消費の承認の申請があつた場合において、同条第二項の規定により当該承認を与えないときは、第三百三十八号様式による製造不承認通知書、第三百三十九号様式による燃料炭化水素油譲渡不承認通知書又は第四百十号様式による燃料炭化水素油消費不承認通知書によつて当該申請者に通知しなければならない。

2 条例第四十七条の二十四第一項第三号に係る承認を受けた者は、自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けようとするときは、第四百四十一号様式による自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付申請書を所長に提出しなければならない。

(見本品採取の手続)

第七十条の七 徴税吏員は、法第四百四十四条の十一第三項の規定により、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の容量を採取しようとするときは、第四百四十二号様式による軽油等の見本品採取書を検査対象者又は立会者に交付しなければならない。

第七十二条の二第一項中「第十一条の九第一項」を「第十一条の九第三項」に改める。
第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第七十八条の六から第九十条の二まで 削除
様式目次

三十 通知書 二十一条 を

三十 通告書 二十二 条 に、

六十一の二十 一 公売公告 三十一 条 を

<p>六十四 の三</p> <p>仮装経理還付請求否認通知書</p>	<p>六十四 の二</p> <p>仮装経理還付請求書</p>	<p>六十四 の二</p> <p>法人課税信託に関する届出書</p>	<p>六十三 の二</p> <p>控除対象寄附金(指定・不指定)通知書</p>	<p>六十三 の三</p> <p>控除対象寄附金指定申請事項異動届出書</p>	<p>六十三 の四</p> <p>控除対象寄附金指定取消通知書</p>	<p>六十三</p> <p>(削除)</p>	<p>六十一 の二十 一の二</p> <p>公売公告兼見積価格公告</p>	<p>六十一 の二十</p> <p>公売公告</p>
<p>三十四 条</p>	<p>三十四 条の二 三十八</p>	<p>三十四 条</p>	<p>三十三 条の二</p>	<p>三十三 条の二</p>	<p>三十三 条の二</p>	<p>三十三 条の二</p>	<p>三十一 条</p>	<p>三十一 条</p>
<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>に、</p>	<p>に、</p>
<p>百十三</p> <p>自動車税 自動車取得税 申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)(移転変更用及び抹消・転出用)</p>	<p>百十二</p> <p>自動車税 自動車取得税 申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)(新規転入用)</p>	<p>百十</p> <p>還付(免除)通知書</p>	<p>百十</p> <p>還付(免除)通知書</p>	<p>六十五 の四</p> <p>市町村民税法人割に係る課税標準額等の通知書</p>	<p>六十五 の四</p> <p>市町村長に対する法人税額に係る更正又は決定の通知書(その一、その二)</p>	<p>の四</p>		
<p>八十七 条の六</p>	<p>八十七 条の六</p>	<p>七十 条の二</p>	<p>七十 条の二</p>	<p>八十六 条</p>	<p>八十六 条</p>	<p>三十四 条の三</p>	<p>三十四 条の三</p>	<p>三十八 条</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>

百二十	仮特約業者指定取消通知書	九十一条	七十九
百二十	仮特約業者指定申請に係る通知書	九十一条	七十九
百二十	自動車取得税の納税義務免除申告書	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税の還付申請書	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税納税(付)義務免除通知書	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税徴収猶予許可(不許可、取消)通知書	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税の還付申請書	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税の還付申請書(譲渡担保関係)	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税修正申告書(その一、その二、その三、その四)	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税申告書(その一、その二、その三、その四)	八十七条	七十八
百二十	自動車取得税申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)	八十七条	七十八
百十二	自動車取得税申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)(新規用)	四十二条	六十条
百十二	自動車取得税申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)	四十三条	七十二
百十二	自動車取得税申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)	四十四条	七十二
百十三	自動車取得税申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)	四十二条	六十条
百十三	自動車取得税申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)	四十三条	七十二
百十三	自動車取得税申告書(報告書)(その一、その二、その三、その四)	四十四条	七十二

に、

百二十	特約業者指定申請に係る通知書	九十一条	八十条
百二十	特約業者指定取消通知書	九十一条	八十条
百二十	軽油引取税特別徴収義務者登録申請書(その一、その二)	九十四条	八十一条
百二十	軽油引取税特別徴収義務者登録通知書	九十四条	八十一条
百二十	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書	九十四条	八十一条
百二十	軽油引取税特別徴収義務者登録取消申請書	九十四条	八十一条
百二十	軽油引取税特別徴収義務者登録取消通知書	九十四条	八十一条
百二十	軽油引取税納税地指定通知書	九十五条	八十二条
百二十	軽油引取税免税証整理票	九十六条	八十三条
百二十	軽油引取税の免税機械等に係る異動(滅失)申請書	九十九条	八十四条
百二十	免税証差替交付申請書	九十九条	八十四条
百二十	軽油引取税徴収猶予申請書、同付表(軽油売掛明細書)	百一条	八十五条
百二十	軽油引取税還付申請書	百一条	八十五条

を

百三十	軽油引取税納入免除(還付)申請書	百三条	八十八
六	法第七百条の二十二第四項又は第五項の承認申請書、承認書	百四条	八十九
七	製造不承認通知書	百四条の二	九十
八	燃料炭化水素油譲渡不承認通知書	百四条の二	九十
九	燃料炭化水素油消費不承認通知書	百四条の二	九十
百四十	自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付申請書	百四条の二	九十
一	軽油等の見本品採取書(その一、その二)	百四十条の二	九十
百四十	自動車取得税申告書(その一、その二、その三、その四)	四十二	六十
一の六	自動車取得税申告書の還付申請書	四十三	六十
百二十	自動車取得税修正申告書(その一、その二、その三、その四)	四十二	六十
一の七	納税義務免除申告書の還付申請書(譲渡担保関係)	四十四	六十一
百二十	自動車取得税徴収猶予許可(不許可、取消)通知書	四十四	六十一
一の九	自動車取得税納税(付)義務免除通知書	四十四	六十一

百二十	自動車取得税の納税義務免除申請書の還付申請書	四十五	六十二
一の十	仮特約業者指定申請に係る通知書	四十七	六十三
百二十	仮特約業者指定取消通知書	四十七	六十三
二	仮特約業者指定申請に係る通知書	四十七	六十三
百二十	仮特約業者指定取消通知書	四十七	六十三
三	仮特約業者指定申請に係る通知書	四十七	六十三
百二十	仮特約業者指定取消通知書	四十七	六十三
四	仮特約業者指定申請に係る通知書	四十七	六十三
百二十	仮特約業者指定取消通知書	四十七	六十三
五	仮特約業者指定申請に係る通知書	四十七	六十三
百二十	仮特約業者指定取消通知書	四十七	六十三
六	軽油引取税特別徴収義務者登録申請書(その一、その二)	四十七	六十五
七	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書	四十七	六十五
百二十	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書	四十七	六十五
八	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書	四十七	六十五
九	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書	四十七	六十五
百二十	軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書	四十七	六十五
一	軽油引取税納税地指定通知書	四十七	六十六
百二十	軽油引取税納税地指定通知書	四十七	六十六
二	軽油引取税免税証整理票	四十七	六十七
百二十	軽油引取税免税証整理票	四十七	六十七
三	軽油引取税の免税機械等に係る異動(滅失)申請書	付則九	六十八

に改

百三十 三の二	免税証差替交付申請書	四十七条 の十六	六十九 条
百三十 四	軽油引取税徴収猶予申請書、同附表（軽油売掛明細書）	四十七条 の十九	七十条
百三十 五	軽油引取税還付申請書	四十七条 の二十一	七十条 の三
百三十 六	軽油引取税納入免除（還付）申請書	四十七条 の二十二	七十条 の四
百三十 七	法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の承認申請書、承認書	四十七条 の二十三	七十条 の五
百三十 八	製造不承認通知書	四十七条 の二十四	七十条 の六
百三十 九	燃料炭化水素油譲渡不承認通知書	四十七条 の二十四	七十条 の六
百四十 一	燃料炭化水素油消費不承認通知書	四十七条 の二十四	七十条 の六
百四十 一	自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付申請書	四十七条 の二十四	七十条 の六
百四十 二	軽油等の見本品採取書（その一、その二）	七十条 の七	七十条 の七

める。

第十号の八様式中「第700条の11の2」を「第144条の20」に改める。
 第十号の九様式中「第700条の11の2」を「第144条の20」に改める。
 第十号の十一様式中「第700条の11の1」を「第百四十四条の二十」に改める。
 第十三号様式中「（地方税法第122条の2第2項において準用する）」を「第

700条の21」を「第144条の29」に改める。
 第三十号様式中「福岡県財務事務所」を「福岡県国税事務所」に改める。
 第三十一号様式中「第255条の2」を「第255条の3」に改める。
 第六十一号の二十一様式を次のように改める。

第61号の21様式 (第31条関係)

公 売 公 告							第 号					
						年 月 日				印		
福岡県 県税事務所長												
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条の規定の例により公告します。												
公 売 財 産 ・ 公 売 保 証 金	公 売 財 産						公 売 保 証 金					
	売却区分 の 番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の 内容その他	十	万	千	百	十	円
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。												
公 売 方 法												
公 売 日 時	入札・せり売	年 月 日 午 前後 時 分から () 午 前後 時 分まで										
	開 札	年 月 日 午 前後 時 分										
公 売 場 所												
売 却 決 定	日 時	年 月 日 午 前後 時				場 所						
買 受 代 金 納 付 期 限	年 月 日 午 前後 時											
買受人についての 資格その他の 要件												
そ の 他	1	見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札(再度せり売)を実施することがあります。										
	2	公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。										
	3	買受代金を納付しないとき等は、公売保証金をおかえしすることはできません。										
	4											
	5											
	6											
	7											
<u>配当を受ける者の権利の申出について</u>												
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。												

「入札心得書またはせり売心得書」は、当事務所に備え付けております。

備考

- 1 この公告は、動産および有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記入すること。
- 3 公売する財産の数が多し等の場合には、「公売財産・公売保証金」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記入し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所をもあわせて記入すること。
- 4 「公売の方法」欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売り」又は「期間せり売り」のいずれかを記載すること。
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載する。
- 5 「公売日時」の「入札せり売」の欄のかつこ内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記入すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項をあわせて記入すること。
- 7 複写とし、控えには伺い欄を設けること。
- 8 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の21様式 別紙1 (第31条関係)

公売財産、公売保証金

公売公告号 別紙

売却区分 の番号	公 売 財 産					公 売 保 証 金
	名 称	数 量	性 質	所 在	地上権等の内容その他	

第61号の21様式 別紙2 (第31条関係)

注 意 事 項

- 1 公売財産は、消費税の課税財産(消費税法別表第1に掲げる財産以外の財産をいいます。)です。
- 2 入札書の「入札価額」欄に記載された金額(消費税を含む)をもって売却決定しますので、入札書の「入札価額」欄の記載に当たっては注意してください。
- 3 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

備考 公売財産が消費税の課税財産である場合に使用し、公売公告(第61号の21様式)とともに掲示すること。

第六十一号の二十一様式の次に次の様式を加える。

第61号の21の2様式 (第31条関係)

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告										第 号
										年 月 日
福岡県 県税事務所長										印
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条および第99条の規定の例により公告します。										
公売財産・公売保証金・見積価額	公 売 財 産						公売保証金		見 積 価 額 (最低公売価額)	
	売却区分 の番号	名称	数量	性質	所在	地上権等の 内容その他	十	千	百	十
							円	百	十	万
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。 見積価額欄に 印のあるものはその見積価額が該当物件にもはりつけてあります。										
公 売 方 法										
公売日時	入札・せり売									
	年 月 日 午 前 時 分 から () 午 前 時 分 まで									
公 売 場 所	開 札									
	年 月 日 午 前 時 分									
公 売 場 所										
売 却 決 定										
日 時										
年 月 日 午 前 時 場 所										
買受代金納付期限										
年 月 日 午 前 時										
買受人についての資格その他の要件										
そ の 他	1 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札(再度せり売)を実施することがあります。									
	2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。									
	3 買受代金を納付しないとき等は、公売保証金をおかえしすることはできません。									
	4									
	5									
	6									
	7									
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。										

「入札心得書またはせり売心得書」は、当事務所に備え付けてあります。

備考

- 1 この公告は、動産および有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記入すること。
- 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記入し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所をもあわせて記入すること。
- 4 「公売の方法」欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売り」又は「期間せり売り」のいずれかを記載すること。
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載する。
- 5 「公売日時」の「入札せり売」の欄のかつこ内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記入すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項をあわせて記入すること。
- 7 複写とし、控えには伺い欄を設けること。
- 8 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の21の2様式 別紙2 (第31条関係)

注 意 事 項

- 1 公売財産は、消費税の課税財産(消費税法別表第1に掲げる財産以外の財産をいいます。)です。
- 2 入札書の「入札価額」欄に記載された金額(消費税を含む)をもって売却決定しますので、入札書の「入札価額」欄の記載に当たっては注意してください。
- 3 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

備考 公売財産が消費税の課税財産である場合に使用し、公売公告兼見積価格公告(第61号の21の2様式)とともに掲示すること。

第六十一号の四十六様式中「**日本建設株式会社**」を「**日本建設株式会社**」に改める。
第六十三号様式を次のように改める。

第63号様式 (第33条の2関係)

控除対象寄附金指定申請書

福岡県知事 殿 福岡県税条例施行規則第33条に規定する個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定を受けたいので、申請します。	年 月 日 (ふりがな) 寄附金を受領する者の名称	
	主たる事務所の所在地 電話() -	
	(ふりがな) 代表者氏名	印
	設立年月日 年 月 日 事業年度 月 日 から 月 日	
所得税における寄附金控除の適用該当根拠条文 (いずれかの番号を○で囲んでください。)	1 所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金) 2 所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人) 3 所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人) 4 所得税法施行令第217条第2号(自動車安全運転センター等) 5 所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人) (旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号該当(特例民法法人)含む) 6 所得税法施行令第217条第4号(学校法人等) 7 所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人) 8 所得税法施行令第217条第6号(更正保護法人) 9 租税特別措置法第41条の18の3(認定特定非営利活動法人)	
福岡県内で現に行っている事業の概要		
寄附金の目的及び用途		
福岡県内の事務所の所在地	名称 所在地 担当者 電話番号	
	名称 所在地 担当者 電話番号	
	名称 所在地 担当者 電話番号	

○ 添付書類については、裏面をご覧ください。

担当者氏名
 電話番号

第六十三号様式の次に次の三様式を加える。

第63号の2様式（第33条の2関係）

控除対象寄附金（指定・不指定）通知書

第 号
年 月 日

申請者

所在地
名称及び
代表者の氏名

様

福岡県知事 印

年 月 日付けで申請のあった寄附金については、福岡県税条例第20条の5の3第3号ホの規定による寄附金として下記のとおり指定したので、福岡県税条例施行規則第33条の2の規定により通知します。

記

1 指定の可否
（ 指定 ・ 不指定 ） 指定番号 _____

2 控除対象寄附金の適用
年 月 日以降に支出する寄付金から適用

3 指定しない理由

指定を受けた者の名称、所在地等に変更があった場合は、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

また、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）に該当しなくなった場合も、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

（注） この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第63号の3様式（第33条の2関係）

控除対象寄附金指定申請事項異動届出書

年 月 日
福岡県知事 殿

指定番号 (ふりがな)	
寄附金を受領する者の名称	
主たる事務所の所在地	電話() -
(ふりがな)	
代表者氏名	印

個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定についての申請に係る事項に変更を生じたので、福岡県税条例施行規則第33条の2の規定により次のとおり届け出ます。

事 項	新	旧	異動年月日
寄附金を受領する者の名称			年 月 日
主たる事務所の所在地			年 月 日
代表者氏名			年 月 日
県内事務所の名称			年 月 日
県内事務所の所在地			年 月 日
県内事務所の電話番号			年 月 日
福岡県内で行っている事業の概要			年 月 日
寄附金の目的及び使途			年 月 日
その他()			年 月 日

県内事務所	新設	名称 所在地	年 月 日
	全部廃止	名称 所在地	年 月 日
	一部廃止	名称 所在地	年 月 日
所得税における寄附金控除適用非該当			年 月 日
解散			年 月 日
清算終了			年 月 日
合併			年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 []		

所在地
担当者氏名
電話番号

第63号の4様式（第33条の3関係）

控除対象寄附金指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称及び様
代表者の氏名

福岡県知事 印

年 月 日付け 第 号で福岡県税条例第20条の5の3第3号ホの規定による寄附金として指定した寄附金については、下記のとおりその指定を取り消したので、福岡県税条例施行規則第33条の3の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 _____
- 2 指定を取り消した理由

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告(訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。)として提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第六十四号様式を次のように改める。

第64号様式 (第34条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		法人設立(設置)届		法人番号	
		年 月 日	ふりがな 法人名		
県税事務所長 殿		代表者の氏名	印		
		所在地	〒 (TEL - -)		
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日から 月 日まで		
資本金の額又は出資金の額	円	事業種目			
資本金等の額	円				
県内の支店等	名称	所在地	設置年月日		
	(主たる支店)	〒	年 月 日		
		〒	年 月 日		
事務所を有する都道府県の数		<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2都道府県 <input type="checkbox"/> 3都道府県以上 (本県を含む。) (本県を含む。)			
申告期限の 延長の有無	県民税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月		
	事業税・地方法人特別税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月		
<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		連結親法人の最初 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
連結子法人の場合	連結承認年月日	連結子法人適用 開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	ふりがな 連結親法人名				
	連結親法人所在地	〒 (TEL - -)			
関与税理士	氏名				
	事務所所在地	〒 (TEL - -)			
書類の送付先が 本店と異なる場合の 送付先	名称				
	所在地	〒 (TEL - -)			
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個人営業者名			廃止した年月日	
	住所	〒		年 月 日	

関与税理士署名押印

印

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第六十四号の二様式の次に次の二様式を加える。

第64号の3様式（第34条の2、第38条関係）

		法人番号	
受付印 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	法人名		
	所在地	電話()	
	代表者名	印	
	代表者住所		
還付請求事由	1 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始決定 2 民事再生法の規定による再生手続決定 3 法人税法施行令第24条の2第1項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第3条の2の2第1項又は第4条の3の2第1項に規定する事由		
	上記事由の発生日	年 月 日	

仮装経理還付請求書

地方税法 第53条第42項 第72条の24の10第4項 の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理事業税額の 仮装経理地方法人特別税額
 仮装経理法人税割額
 還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確定申告書提出年月日	年 月 日
仮装経理に基づく過大申告の更正の日	年 月 日	控除開始事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法人事業税・地方法人特別税		法人県民税（法人税割）	
仮装経理事業税額		仮装経理法人税割額	
既に控除した税額		既に控除した税額	
還付請求額（ - ）		還付請求額（ - ）	
仮装経理地方法人特別税額④		還付請求額合計（⑦+⑩）	
既に控除した税額			
還付請求額（ - ）			
還付請求額小計（ + ）			

2 還付を受けようとする金融機関等

金融機関名	口座番号等	普通・当座 ()
本支店名		

- 注1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。
- 2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。
- 3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

第64号の4様式（第34条の2、第38条関係）

法人番号

仮装経理還付請求否認通知書

所在地

法人名

代表者名

殿

第 号
年 月 日

福岡県 県税事務所長

年 月 日付けで還付請求のあった 年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は連結

事業年度分の仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う税額については、下記理由により還付すべき理由がないと認め、還付しないこととしたので、通知します。

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。
 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

理由

第六十五号様式を次のように改める。

第65号様式 (第34条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		法人異動届		法人番号			
		年 月 日	ふりがな 法人名				
		県税事務所長 殿		代表者の氏名	印		
所在地	〒 (TEL - -)						
		新	旧	異動年月日			
法人名				年 月 日			
代表者				年 月 日			
本店所在地		〒	〒	年 月 日			
支店等名称				年 月 日			
支店等所在地		〒	〒	年 月 日			
事業年度		月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで				
資本金の額又は 出資金の額				年 月 日			
資本金等の額				年 月 日			
事業種目				年 月 日			
その他()				年 月 日			
支店等の設置 又は廃止		名称	所在地	設置・廃止年月日			
				〒	年 月 日		
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無 (有・無)							
合併		合併 法人	法人名	合併年月日			
			所在地			〒 (TEL - -)	
		被合併・被分割法人	法人名	年 月 日			
			所在地			〒	
連結納税の 承認等		<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		区分	<input type="checkbox"/> 左記の連結法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の連結法人でなくなった。		
		上記区分に該当することとなった事由		<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなった。(原因:) <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があった。			
		上記事由が生じた日		年 月 日			
		最初連結親法人事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
		連結子法人適用開始事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
		連結子法人 の場合		連結親法人法人名			
				連結親法人所在地			
解散		清算人氏名	解散年月日				
		清算人住所	〒 (TEL - -)	年 月 日			
清算終了		解散年月日	残余財産確定の日	清算終了日			
		年 月 日	年 月 日	年 月 日			

関与税理士署名押印

(TEL)

印

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 連結法人となった場合は、連結納税の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
 連結法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第六十五号の四様式を次のように改める。

第65号の4様式(第34条の3関係)

長 様

市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知書

地方税法第63条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

福岡県 県税事務所長 印

第 年 月 日

法人名	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		円		%	円	円	
本店所在地	税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額		道府県民税分	所得金額	
		円	円		%市町村民税分	法人税額等	円
					補正後の従業者数の総数	租税条約	円
					円市町村民税分	法人税額等	円

法人名	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		円		%	円	円	
本店所在地	税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額		道府県民税分	所得金額	
		円	円		%市町村民税分	法人税額等	円
					補正後の従業者数の総数	租税条約	円
					円市町村民税分	法人税額等	円

法人名	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		円		%	円	円	
本店所在地	税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額		道府県民税分	所得金額	
		円	円		%市町村民税分	法人税額等	円
					補正後の従業者数の総数	租税条約	円
					円市町村民税分	法人税額等	円

法人名	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		円		%	円	円	
本店所在地	税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額		道府県民税分	所得金額	
		円	円		%市町村民税分	法人税額等	円
					補正後の従業者数の総数	租税条約	円
					円市町村民税分	法人税額等	円

法人名	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		円		%	円	円	
本店所在地	税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額		道府県民税分	所得金額	
		円	円		%市町村民税分	法人税額等	円
					補正後の従業者数の総数	租税条約	円
					円市町村民税分	法人税額等	円

法人名	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		円		%	円	円	
本店所在地	税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額		道府県民税分	所得金額	
		円	円		%市町村民税分	法人税額等	円
					補正後の従業者数の総数	租税条約	円
					円市町村民税分	法人税額等	円

第七十三号の四様式を次のように改める。

第73号の4様式（第39条の4関係）

分割基準の修正に関する届出書提出済証明書

	所在地及び電話番号	(電話)	
	(ふりがな) 法人名		
更正の請求の対象となる事業年度	年 月 日から		年 月 日まで
適用する分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	
事務所又は事業所		分割基準	
名 称	所 在 地	修正前	修正後
合 計			
分割基準に誤りを生じた事情の詳細			

上記のとおり提出済みであることを証明します。

年 月 日

福岡県

県税事務所長



第七十三号の様式中「(H11. 11)」を削除する。

第七十六号の様式中「第20条の23第5項」を「第20条の23第6項」にする。

第八十号の様式、第八十号の二の様式及び第八十一号の五様式中「農地保有合理化事業に係る農地」を「農地保有合理化法人等の農地」にする。

第九十号様式中「第70条の3、第86条、第87条、第88条関係」を「第70条の2、第70条の3、第70条の4関係」にする。

第九十一号様式を次のように改める。

第112号様式その2 (第60条、第72条関係)

新規用

1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録
 4. 輸入 5. 取付 6. 抹消登録
 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)
 8. その他

1. 売買 2. 相続 3. 課税免除
 4. 所有権保留解除 5. 免状点以下 6. 商品車

自動車取得税 自動車税
 取得原 4. 所有権保留解除 取得税

自動車取得税・自動車税申告書(報告書) 知事 殿
 つぎのとおり申告(報告)します。

年 月 日

登録(取得・変更・廃車等)年月日 初年度登録年月(初年度検査年)

登録(取得・変更・廃車等)年月日

1. 普通 2. 小型 3. 営業用
 4. 軽 5. 自家用

乗車定員

最大積載量

乗車重量

原動機の型式

長さ 高さ

kg cm

車体重量

kg

総排気量又は定格出力

ローター数

燃料の種類

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

乗車重量

kg

総排気量又は定格出力

kw

1. ガソリン 2. 軽油 3. その他

主な定置場 ()内は旧主たる定置場所在地の市町村名を記入

車名(通称名) 型式

車台番号(下7桁で可) 類別区分番号

車種区分 かな 番号

1. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車)
 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車
 10. その他

第112号様式その3 (第60条、第72条関係)

登録番号 (車種別)	運輸支局等	車種区分	かな	番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		(右詰で記入)		(右詰で記入)

自動車取得税・自動車税連結票

自動車取得税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	00円
自動車税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	00円
納付税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	00円

所 在 地 名 は 何 処 に 在 る か	
住所 氏名 電話番号	()
署名 氏名 以外に印鑑 提出義務者	

【第112号様式記載要領】

- 1 この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
- 3 また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を、で囲むこと。
- 4 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。
- 5 また、同一都道府県内における移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外、他の都道府県からの移転登録の場合等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し、()内にその詳細を記入すること。
- 6 「登録取得・変更・廃車等」年月日、「初年度登録年月(初年度検査年)」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 8 「用途」の欄で「07.バイク(その他)」又は「09.特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 9 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。
- 10 また、納税義務者等がビル等に同居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は 棟方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
- 11 なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 12 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 13 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 14 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合はのみ記入すること。
- 15 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初年度登録年月(初年度検査年)からの経過年数を記入すること。
- 16 また「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 17 「時限的軽減措置」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - (イ) 電気・天然ガス自動車(非課税)……1
 - (ロ) フラゲンハイブリッド自動車(非課税)……2
 - (ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等)(非課税)……3
 - (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック)(非課税)……4
 - (ホ) 低排出ガスハイブリッド乗用車(非課税)……5
 - (ヘ) 低排出ガス重量車基準適合車(1/4税率)……6
 - (ト) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率)……7
 - (チ) 17年低排出ガス重量車基準適合車(1/2税率)……8
 - (リ) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率)……9
- 18 「低燃費車特例」の欄には、法附則第12条の2第12項又は第13項の規定の適用を受けようとするか否かについて該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 19 「17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率)」若しくは「17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率)」として「時限的軽減措置」の適用を受ける場合は「低燃費車特例」の適用を受けようとする場合は、「燃費」の欄に必要事項を記入すること。
- 20 また、貨物自動車の場合には、「変速装置」及び「構造」の各欄について該当する項目を、で囲むこと。
- 21 なお、「構造」の欄については、次の要件のいずれにも該当する場合には「A」を、「A」以外の場合には「B」を選択すること。
- 22 (イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- 23 (ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- 24 (ハ) 運転室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみ動力を伝達できるもの又は前輪及び後輪のそれぞれ一軸以上動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限定すること。
- 25 15 「低公害車特例」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - (イ) 電気・天然ガス自動車(2.7%控除)……1
 - (ロ) フラゲンハイブリッド自動車(2.4%控除)……2
 - (ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等)(1.6%控除)……3
 - (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック)(2.7%控除)……4
 - (ホ) 低排出ガス重量車基準適合車(2.0%・1.0%控除)……5
 - (ヘ) 低排出ガスハイブリッド乗用車(1.0%・0.5%控除)……6
- 26 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。
- 27 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。
- 28 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、マルチホール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

第百十三号様式を次のように改める。

第113号様式その1 (第60条、第72条関係)

1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 輸入(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・用途・軽自動車の所有者) 5. 輸出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・用途・軽自動車の所有者) 8. その他		1. 売買 2. 相続 3. 譲渡 4. 譲与 5. 所有権留保解除 6. 取得原因 7. その他		1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 課税(自動車・その他) 5. 課税点以下 6. 商品車 7. その他		自動車取得税 自動車税申告書(報告書) 知事 年 月 日 つぎのとおり申告(報告)します。
---	--	--	--	--	--	--

1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 1. 営業用 2. 自家用	最大積載量 kg 車重 kg 高さ cm	車種区分 原動機の型式 乗車定員 人 長さ cm 幅 cm	車種区分 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他()	登録(取得・変更・廃車等)年月日 初年度登録年月(初年度換年)
---	----------------------------	---	--	------------------------------------

01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他()	車種区分 原動機の型式 乗車定員 人 長さ cm 幅 cm	最大積載量 kg 車重 kg 高さ cm	車種区分 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他()	登録(取得・変更・廃車等)年月日 初年度登録年月(初年度換年)
--	---	----------------------------	--	------------------------------------

(フリガナ) 名は称 (フリガナ) 名は称 (フリガナ) 名は称 (フリガナ) 名は称	住所又は所在地 (フリガナ) 名は称 (フリガナ) 名は称 (フリガナ) 名は称	生月 年 日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	電話番号 (フリガナ) 名は称	住所又は所在地 (フリガナ) 名は称 (フリガナ) 名は称 (フリガナ) 名は称
--	---	-----------------------------------	--------------------	---

課税標準額 取得価額の付加物(品名) (価額) 取得価額 課税標準額	燃費 km/l 変速装置 構造 低公害車特例	1. 受(30万円控除) 2. 受(15万円控除) 3. 受(15万円控除)	1. 電気・天然ガス自動車 2. 17年排ガス75%低減かつ燃費+25%達成 3. 17年排ガス75%低減かつ燃費+5%達成 4. ガソリン・LPガス新車新規登録後11年超 5. デイジー車新車新規登録後11年超	自動車税額 納税額合計
---	---------------------------------	--	--	----------------

(領収印) 納税済証

(備考)

1 自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有者を留保している場合は、使用者(業主)が納税義務者となります。

2 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を揃いても差し支えありません。

3 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

()この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

第113号様式その2 (第60条、第72条関係)

1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他

1. 販売 2. 相続 3. 譲与 4. 所有権保留解除 5. その他

1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免状点以下 6. 商品車

自動車取得税 自動車税 自動車取得税 自動車税

運輸支局等 車種区分 かな 番号

運輸支局等 車種区分 かな 番号

登録(取得・変更・廃車等)年月日 初年度登録年月(初年度検査年)

住所又は所在地 (ビル、アパート、マンション及び雑居番号を左詰で記入)

種別 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 1. 営業用 2. 自家用

車両総重量 車台番号(下7桁で可) 燃料の種類

(フリガナ) 氏名 性別 生年 月 日

現業の取得価額 車両本体 (課税標準価額) 付加物

車換有効期限 商品車である場合の五物商許可番号

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 性別 生年 月 日

課税標準額 1. 自己所有 2. 所有権担保 3. 商品車 4. U-1車

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 性別 生年 月 日

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 性別 生年 月 日

燃費 変速装置 構造 記載要領15

年月日 自動車税 減額理由

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 性別 生年 月 日

燃費 変速装置 構造 記載要領15

年月日 自動車税 減額理由

住所又は所在地 (フリガナ) 氏名 性別 生年 月 日

燃費 変速装置 構造 記載要領15

年月日 自動車税 減額理由

この欄には記入しないこと。

この欄には記入しないこと。

この欄には記入しないこと。

第113号様式その3 (第60条、第72条関係)

登録番号 (車台番号)	運輸支局等	車種区分 (右詰で記入)	かな	番 号 (右詰で記入)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

自動車取得税・自動車税連結果

自動車取得税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円
自動車税	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円
納付税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0 0 円

住所 所在地 氏又は称 名 電話番号	
開付名称 以外に当該車台 用者・販売業務者	()

第113号様式その4 (第60条、第72条関係)

<input type="checkbox"/> 移転変更及び抹消・転出用 <input type="checkbox"/>		1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他		<input type="checkbox"/> 取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権取得保証 5. その他		<input type="checkbox"/> 課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他		<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 取得税	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 取得税	自動車取得税・自動車税申告書(報告書) つぎのとおり申告(報告)します。 知事 殿 年 月 日										
登録番号 <input type="text"/>	運輸支局等 <input type="text"/>	車種区分 <input type="text"/>	かな <input type="text"/>	番号 <input type="text"/>	運輸支局等 <input type="text"/>	車種区分 <input type="text"/>	かな <input type="text"/>	番号 <input type="text"/>	年号 <input type="text"/>	昭和 <input type="text"/>	平成 <input type="text"/>	年号 <input type="text"/>	昭和 <input type="text"/>	平成 <input type="text"/>	年号 <input type="text"/>	昭和 <input type="text"/>	平成 <input type="text"/>	年号 <input type="text"/>	昭和 <input type="text"/>	平成 <input type="text"/>
住所又は所在地 (ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入) <input type="text"/>			登録取得・変更・廃車等(年月日) <input type="text"/>			初度登録年月(初度検査年) <input type="text"/>			型式 <input type="text"/>											
郵便番号 <input type="text"/>			01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(けん引車) 用 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他			車名(通称名) <input type="text"/>			型式 <input type="text"/>											
(フリガナ) 氏名 <input type="text"/>			乗車定員 <input type="text"/>			最大積載量 <input type="text"/>			車両重量 <input type="text"/>			燃料の種類 <input type="text"/>								
(フリガナ) 姓名 <input type="text"/>			1. 営業用 <input type="checkbox"/>			車台番号(下7桁で可) <input type="text"/>			総排気量又は定格出力 <input type="text"/>			燃料の種類の <input type="text"/>								
(フリガナ) 生年月日 <input type="text"/>			2. 小型 <input type="checkbox"/>			高さ <input type="text"/>			主たる定置場 ()内は田主たる定置場所在の市町村名を記入 <input type="text"/>			軽自動車の場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 性別 <input type="text"/>			3. 軽自動車 <input type="checkbox"/>			長さ <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			1. 営業用 <input type="checkbox"/>			高さ <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			2. 自家用 <input type="checkbox"/>			高さ <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			3. その他 <input type="checkbox"/>			高さ <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								
(フリガナ) 電話番号 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			取得前の用途 <input type="text"/>			商品車である場合の古物商許可番号 <input type="text"/>								

この欄には記入しないで。

〔第113号様式記載要領〕

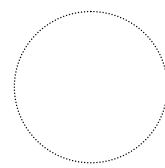
- 1 この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に關し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に關し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。
また、同一都道府県内における移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外、他の都道府県からの移転登録の場合等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「登録(取得・変更・廃車等)年月日」、「初度登録年月(初度検査年)」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」、**「種別」**、**「管・自区分」**、**「燃料の種類」**、**「所有形態」**及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 6 「用途」の欄で「07.バズ(その他)」又は「09.特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。
また、納税義務者等がビル等に居入っている場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は 様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ権数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月(初度検査年)からの経過年数を記入すること。
また「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「時限的軽減措置」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - (イ) 電気・天然ガス自動車(非課税)…… 1
 - (ロ) フラゲーションハイブリッド自動車(非課税)…… 2
 - (ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等)(非課税)…… 3
 - (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック)(非課税)…… 4
 - (ホ) 低排出ガスディーゼル乗用車(非課税)…… 5
 - (ヘ) 低排出ガス重量車基準適合車(1/4税率)…… 6
 - (ト) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率)…… 7
 - (チ) 17年排出ガス重量車基準適合車(1/2税率)…… 8
 - (リ) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率)…… 9
- 13 「低燃費車特例」の欄には、法附則第12条の2第12項又は第13項の規定の適用を受けようとするか否かについて該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 14 「17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率)」若しくは「17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率)」として「時限的軽減措置」の適用を受ける場合は、「燃費」の欄に必要事項を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」及び「構造」の各欄について該当する項目を で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、次の要件のいずれにも該当する場合には「A」を、「A」以外の場合には「B」を選択すること。
 - (イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - (ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - (ハ) 運転室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみ動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。)であること。
- 15 「低公害車特例」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - (イ) 電気・天然ガス自動車(2.7%控除)…… 1
 - (ロ) フラゲーションハイブリッド自動車(2.4%控除)…… 2
 - (ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等)(1.6%控除)…… 3
 - (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック)(2.7%控除)…… 4
 - (ホ) 低排出ガス重量車基準適合車(2.0%・1.0%控除)…… 5
 - (ヘ) 低排出ガスディーゼル乗用車(1.0%・0.5%控除)…… 6
- 16 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。
- 17 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。
- 18 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているスチロ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

第二百十号様式を次のように改める。

第120号様式 (第91条の2関係)

年度 狩 猟 税 申告書

受付印



年 月 日
福岡県 県税事務所長殿
住 所

氏 名

印

職 業

狩猟者登録	年 月 日	狩猟登録番号	第	号
免状交付年月日	年 月 日	狩猟免状番号	第	号
狩猟免許の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	網 わな	第一種	第二種	狩猟者の登録場所 (納税地) 福岡県
狩猟者の登録の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	① 全域 ② 放鳥獣猟区のみ ③ 放鳥獣猟区以外			
対象鳥獣捕獲員か否かの別 (該当するものを○で囲んでください。)	対象鳥獣捕獲員である ・ 対象鳥獣捕獲員ではない			<input type="checkbox"/> 再登録

◎ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その該当するものを○で囲んだ上で、下欄に市町村長の証明を受けてください。

(1) 農業、水産業又は林業に従事している。

(2) 控除対象配偶者又は扶養親族ではない。(1)に該当する者を除く。)

(3) 所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。(1)に該当する者を除く。)

区分	狩 猟 者 の 登 録 区 分 (該当する区分に○を付けてください。)	狩猟税税額	対象鳥獣捕獲員 又は再登録
	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 (次に掲げる登録を除く。)	16,500円	8,200円
	◎欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録	11,000円	5,500円
	網猟免許に係る狩猟者の登録 (次に掲げる登録を除く。)	8,200円	4,100円
	◎欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受ける網猟免許に係る狩猟者の登録	5,500円	2,700円
	わな猟免許に係る狩猟者の登録 (次に掲げる登録を除く。)	8,200円	4,100円
	◎欄の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が受けるわな猟免許に係る狩猟者の登録	5,500円	2,700円
	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 (第一種銃猟免許を受けた人が空気銃(ガス銃を含む)のみ使用する場合を含む)	5,500円	2,700円

※ 次のいずれかに該当する場合、狩猟税が軽減されます。(県税条例第106条の2第2項)

① 放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける場合、該当税額の4分の1に軽減

② ①の登録を受けている者が、さらに他の放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所の登録を受ける場合
該当税額の4分の3に軽減

証紙をはるところ

注意 証紙は、狩猟税証紙をはってください。

証紙をはってから消印しないでください。

上記の者は、次の一に該当する者であることを証明します。(該当するものを○で囲んでください。)

- イ ◎の欄の(1)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者である。
- ロ ◎の欄の(2)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、控除対象配偶者又は扶養親族ではない。
- ハ ◎の欄の(3)に該当する者は、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、同年度の県民税の所得割の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。

年 月 日

市町村長

印

処 理 事 項	税 番 号 第 号	摘 要
	年 月 日	
	取 扱 者	

- お願い
- この申告書は、狩猟者の登録を受ける時に所轄県税事務所長に提出してください。
 - 対象鳥獣捕獲員の方は、「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」(写し可)を提出してください。
 - 太ワクの中に記入してください。申告時に狩猟者登録が終了している場合は、登録年月日と登録番号もあわせて記入してください。

第二百一十一号の六様式を次のように改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月四日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 小倉南区の項中

労働福祉事業団九州労災病院

葛原高松一丁目三番一号

を

九州労災病院

葛原高松一丁目三番一号

に改め、

八幡西区の項中

折尾病院

本城二二八六

を

折尾病院

本城三二六一一八

に改め、

直方市の項中

医療法人社団温故会中村病院

頓野九九三の一

を

直方中村病院

頓野九九三の一

に改め、

八女市の項中

柳病院

吉田九ノ一〇

を

柳病院

吉田二一一

に改め、

筑後市の項中

独立行政法人国立病院機構筑後病院

筑後市大字蔵数五二五

を

筑後市立病院

筑後市大字和泉九一七番地の一

に改め、

田川郡の項中

社会福祉法人川崎会老人保健施設幸陽園

三三〇四一一

を

介護老人保健施設恵の里

三三〇四一一

に改め、

二 老人ホームの項中

社会福祉法人光綾会特別養護老人ホーム多田の里

多田字棚田三〇九一一

を

頼田志ら川荘

勢田一一四七

を

社会福祉法人光綾会特別養護老人ホーム多田の里

多田字棚田三〇九一一

に、

有料老人ホームさわやか宗像館

石丸一一三一二

を

特別養護老人ホーム富の里

前原市富五〇八番地四

を

有料老人ホームさわやか宗像館

石丸一一三一二

に、

宗像なごみ苑

三郎丸二一一一

を

特別養護老人ホーム富の里

前原市富五〇八番地四

を

養護老人ホーム八媛苑

八女郡黒木町大字本分四二八〇番地の六

を

改める。

障害者支援施設北九州あゆみの里	” ” 大字畑一九八一番地	に
社会福祉法人北九州「あゆみの里」 身体障害療養施設北九州「あゆみの里」	” ” 大字畑一九八一番地	を
三 身体障害者支援施設 の項中		
特別養護老人ホーム恵愛園	” 川崎町大字川崎三三〇五	に改め、
特別養護老人ホーム長喜園	” 川崎町大字川崎三三〇五	を
養護老人ホーム八女の里八媛苑	八女郡黒木町大字本分四二八〇番地の六	に、